

書 評

ゲルハルト・A・リッター著（竹中亨監訳）
『ドイツ社会保障の危機—再統一の代償—』

（ミネルヴァ書房、2013年）

川越 修

本書は、1990年10月のドイツ再統一、すなわち第二次世界大戦後の冷戦体制を象徴していた二つのドイツ（ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国：以下、西独と東独と略記）の統一という、「日本語版序文」における著者の表現を借りれば、「その歴史的意義においてフランス革命に匹敵する」出来事を中心テーマとしている（i頁）。そこで焦点となっているのは、本書のタイトルが示しているとおり「再統一の国内過程、なかでも社会政策の領域」であり、本書は「西独社会国家制度の規範・制度・アクターが東独もしくは再統一後の東部諸州に移植」された際に「発生した議論や問題点、再統一過程と政治権力闘争との密接な絡み合い」を「初めて未公開史料に依拠して解明」した（i頁）、20世紀から21世紀への転換期をめぐる歴史分析の書である。

2段組の本文だけでほぼ400頁に及ぶ、内容的にも訳業としても優れた本書を書評するにあたって、以下では、まず本書の概要を紹介した後、近現代ドイツ社会史を研究領域とする評者の関心に即して、ドイツ社会国家の歴史・現在・未来について本書から学びえた点、および現代社会の転換点としての1989/1990年とそのアクターという問題をめぐって考えた問題という二点に絞って、論を展開したいと思う。

本書の著者リッターは、1976年から1980年までドイツ歴史家協会会長を務めるなどドイツにおける近現代史研究の重鎮であり、まず特筆すべきは、

本書が1929年生まれの歴史家によって、自身が還暦を迎えた時に経験した「出来事」をめぐって、77歳の時に公刊（ドイツ語初版は2006年に出版され、2007年に「ドイツ歴史家賞」を受賞。本訳書の底本は2007年刊行の第2版である）された、重厚かつ実証的な同時代史研究の書だという点にある。著者は本書の対象時期を冷戦時代を象徴したベルリンの壁が崩壊した1989年11月から1990年10月のドイツ統一を経て1994年（この年には介護保険法が成立している）にいたる時期に限定し、三部構成（第Ⅰ部「再統一の環境」、第Ⅱ部「社会保障統一の成立」、第Ⅲ部「再統一ドイツにおける社会国家の変容」）をとりつつ、政党や官僚を主たるアクターとする二つの国家の統一をめぐる複雑な政治過程を、それを取り巻く国際環境、経済状況、変動する社会といった文脈との絡み合いを解きほぐしつつ詳述しているが、この広い目配りと統一過程のディテールへの徹底したこだわりが本書に重厚さをもたらしている。そしてそれを可能にしたのは、東西ドイツにおける「社会政策と関わりあった省庁」や関連団体の「文書館史料」や広範な公刊資料のみならず、「再統一での社会政策上の問題とそれについての関係者の見解を直接に把握する」ために著者が行った東西ドイツの「政治家や専門家、諸政党、省庁幹部など14名」にたいする「集中インタビュー」をベースとした（5-6頁）、緻密な実証作業の積み重ねである。

ところで、本書の原版のタイトルをそのまま訳

すと「ドイツ統一の代償－再統一と社会国家の危機」となるが、訳書のタイトルは「ドイツ社会保障の危機－再統一の代償」とされている。この両者の違いはそのまま、私たち日本の読者にとって社会国家という概念が馴染みの薄い、理解の難しい概念であることを映し出している。社会国家概念を「社会保障、公教育、税制による所得再分配、労使関係の調整等の諸領域に干渉することによって、国民の社会権を広範に保障する国家、として理解」する監訳者竹中亨氏は、おそらくは『福祉国家』と同一視されるなど、しばしば社会保障との関連で理解されがちなこと（395頁）を考慮に入れて訳書のタイトルを選定したのであろうが、それが良かったかどうかについては、著者に学びつつ（同著『社会国家－その成立と発展』晃洋書房、1993年、を参照）社会国家概念の汎用性を探ってきたわたし自身は、疑問を抱いた。

さてそれはともかく、本書の意義の一つが、「二つのドイツ」の統一の現場を読み解くなかで、この社会国家がドイツ近現代史のなかでどのように構築され、受容されてきたか、そしてそれが統一によってどのように変容したのか、すなわち社会国家とは何だったかを、改めて浮き彫りにしている点にあることは、疑いえない。

ドイツ統一とは、西独社会国家モデルの東独への「移植」に他ならなかった。こうした事態を招いた東独の内的要因は、「市場と断絶されており、経済運営が中央集権的で、政治指導に従属する硬直した計画官僚に委ねられていた」（72頁）という構造的な問題が、「経済政策と社会政策の一体化」を掲げたホーネッカー政権の下で抜き差しならないところまで深刻化し、冷戦体制の解体という国際環境の激変の中でいわば東独社会そのものが自壊したことにある。では、統一後も「東部諸州では、国家活動の包括性と成果の平等を強調する社会主義的モデルへの傾斜が見られたのに対し、西部では社会的市場経済に基づく社会国家の

価値観が強かった」（109頁）という違いが残っていたにもかかわらず、なぜ「移植」が行われたのか？これについての著者の叙述は明快である。叙述の具体的な文脈から切り離した引用で再構成するならば、著者は、まず第一に「限られた時間的余裕のなかで再統一の好機を活用」しえた「偉大な国家指導者」が存在し（43頁）、それにたいする西独市民の同意と「大量出国と大衆デモ」による「東独の人々」の後押しがあったこと（37頁）、第二にその「東独の人々」が強く望んだ通貨統合を先行させた以上、「社会的調整と社会保障」という「社会的市場経済の中心的な要素」の統一が必要不可欠であり（115頁）、「再統一過程の巨大なエネルギーと当時の政治勢力の配置を考えれば、基本的には西独の社会福祉秩序を移植する以外に、現実味ある選択肢はなかった」（ii頁）こと、そして第三に「西独社会国家の制度や規範の移植」を「行政技術的には全体として完璧に」（4頁）遂行しえた行政官僚が存在したことを繰り返し指摘しているのである。

では「移植」された「西独社会国家の制度や規範」とは何か？それは改めて言うまでもなく、「賃金協約自主権や共同決定制度、労働市場政策、分野別社会保険、社会扶助制度」（187頁）であり、社会保障制度に則して言えば「労使双方による保険料拠出、世代間契約と賦課方式、期間・金額での保険料と年金の対応、東独国家予算からの社会保険の分離、労使の基本的責任下での保険運営など」（139頁）である。さらに「協調的労使関係の担い手である自由独立の労働組合と経営者団体が東部諸州でも組織され、社会保障を担う事業者が活動を開始し、福祉団体が自立的に設立され、経済・社会政策に関わる利益団体が誕生」し、「さらに経済・社会政策の補完と推進のために、経済・社会の領域を管轄する行政機関が設立」されることによって、「社会的市場経済と西独の社会国家体制の規範、施設、担い手、機能が迅速に東部諸

州に移転された」のである(68頁)。(なお、この最後の「移転」という訳語の原語は、一般的にはテレビ中継や転写などを意味するübertragenであるが、この語には、すでに度々引用しているように、umsetzen, überleitenなどの動詞とともに、ほとんどの場合「移植」という訳語があてられている。この言葉は本書のキーワードの一つでもあり判断の難しいところだが、私自身は「移植」という臓器移植や植物の移植を想起させるこの訳語にやや違和感があり、「移転」で通しても良かったのではないかという印象を持った。)

一方、「再統一」以前の西独社会国家の方には「危機」はなかったのか？そして「再統一の代償」とは何だったのだろうか？この二つの問いへの著者の見解は、以下の一文に凝縮されている。すなわち、「東西両独の社会保障統一の実現に政治・社会・行政の精力が集中したために、1990年代以前に始まった議論」、すなわち「国民の高齢化、医療コストの爆発的上昇、家族構造の変化、労働世界の転換、資本・産業立地・市場をめぐって激化する国際競争に、ドイツ社会国家制度は改革を通じてどのように対処するのか、という議論」は「数年間はかすんでしまった」のであり、「議論がこのように延期され、さらに統一が高度の財政負担をもたらした結果、ドイツ社会国家制度の構造的問題は中長期的にはむしろ激化した」と主張されているのである(210頁)。ただしこうした状況の中にあっても、「家族構造の変化」と「医療コスト」の問題の交錯点において浮上する高齢者介護の問題をめぐって1994年に介護保険法が制定され(その経緯については234頁以下を参照)、医療費の削減と現金給付の制度化による家族介護の社会的評価の見直しに道を開いたことは特筆に値しよう。その他の多くの改革課題は、統一を果たしたコール政権の下では積み残され、社会民主党と緑の党が連立したシュレーダー政権(1998-2005年)や2005年以降のキリスト教民主・社会同盟を軸と

したメルケル(1991年の第4次コール政権において女性・青少年問題相に就任)政権に引き継がれることになる(ドイツにおける社会国家改革については近藤正基『現代ドイツ福祉国家の政治経済学』ミネルヴァ書房、2009年を参照。また『西洋史学』249号に掲載された同氏による本書の書評をも参照)。

この社会国家改革めぐる問題は、著者によって「フランス革命に匹敵する」と評された1989/90年の転換点としての意味をどう捉えるかという論点と密接につながっている。それ自体長い歴史を持つフランス革命史研究との対比で言うと、本書は、すでに述べたようにグローバルな視点や社会構造および生活状況の変動(98頁以下の興味深い叙述を参照)といった社会史領域への目配りを欠いてはいないものの、大別すれば、対象時期の近さもあって、ドイツ国内の政治過程に力点を置いた<大文字>の歴史(歴史上固有名詞が残る人物をアクターとする歴史)の範疇に入る。では<小文字>の歴史という視点からこの転換を捉えようとするとき、わたしたちにはどのような課題が残されていると言えるだろうか(この点に関しては、1989/90年にベルリンに滞在していたフランス革命研究者であり、『猫の大虐殺』の著者として知られるロバート・ダントンが目撃者として書き残した『壁の上の最後のダンス』河出書房新社：1992年、が参考になる)。

本書においては、固有名詞で表記されるアクターたちの他にも、すでに述べたように、「東独の人々」と記されている<小文字>のアクターたちが統一過程において重要な役割を演じていたことが無視されているわけではない。だが、「国外逃亡」や「デモ」に加わった「東独の人々」はどのような日常生活を送っていたのか、統一後彼らの多くが東独時代にノスタルジックな思いを抱いたのはなぜかといった問題(これらの点に関してはヴォルフガング・エンゲラー『東ドイツのひとびと』

未來社：2010年、フランクリン・リースナー『私は東ドイツに生まれた』東洋書房：2012年、などを参照)には、本書ではあまりページが割かれてはいない。だが「ドイツ再統一」の全体像を把握するには、これらの問題と再統一の政治過程がクロスする問題領域を実証的に掘り起こす作業も不可欠ではなかろうか。本書は私に、東独における「大衆組織」として統一後も唯一生き残った「人民連帯」(本書では243頁で一度だけ言及されている)とそれに関わった「東独の人々」、さらにはこの組織の活動のターゲットであり、本書では、東独時代には惨めな状態におかれていた(この問題を含め東独の「社会政策の弱点」については、120頁以下を参照)ものの、「統一から利益を受けた」とされている東独の「大多数の年金生活者」たちの経験(275頁)、さらにいえば社会保険料という形で統一のコストを背負わされた西独の人々にとっての「再統一」の意味を再構成したいという思いを焚きつけてくれた。

同じようなことは統一過程のアクターとしての「女性」についても言える。中絶の合法化、女性労働者の保護、女性の労働と育児の両立政策など、東独の女性たちにとっての既得権をどのようにして守り、西独の女たちにも波及させるかをめぐる争いは、中絶をめぐる問題がそうであったように、統一そのものを破綻させかねない問題であった。こうした問題については日本においても早くから議論されている(姫岡とし子『統一ドイツの女たち』時事通信社、1992年；上野千鶴子・田中美由

紀・前みち子『ドイツの見えない壁－女が問い直す統一』岩波新書、1993年、を参照)ので、ドイツ社会国家における家族政策が統一前から統一後にかけても行きつ戻りつの展開を続け、シュレーダー改革の後、メルケル政権の下でようやく大きな転換を遂げつつあるかに見えること(例えば従来の育児手当に代わる両親手当の導入など)を想起するにとどめよう。いずれにせよ、フランス革命史研究がそうであり続けているように、これら<小文字>のアクターたちの存在が、「ドイツ統一」の歴史的評価にもなお長い時間を要することを示唆していると言えよう。

最後に引用する著者の「結論的考察」の一文は、社会国家の行方とアクターとしての<小文字>の人々という論点が交錯する地点から、私たち一人一人が新自由主義化という意味でのグローバル化に抗して「ドイツの、そしてすべての社会国家が生き残れるか否か」を決めるアクターであることを訴えている。「願わくは、より多くの人々に社会国家の解決すべき問題の切迫さを理解してもらいたい。そうして、政治家、専門家、主要団体の代表、さらには有権者もが思いきってこれまでのやり方を変え、社会国家の包括的改革を支持する力を発揮してほしいものである。しかし、これらの改革は一挙には遂行できない。必要なのは当面の手直しではなく、長期的な解決策なのだから」(283頁)。

(かわごえ おさむ 同志社大学教授)